



官 総 6 - 5 1
令和 5 年 12 月 18 日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国 税 庁 次 長
(官印省略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政の D X）を進めているところです。

令和 4 年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 65.7%、法人税申告で 91.1%に達しており、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれることなど、D X の取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことを検討してきました。

本件については、令和 5 年 4 月 25 日付「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」において、令和 6 年 4 月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを行わないことを検討している旨を御連絡しておりました。その後、税理士会の皆さまから様々な御意見をいただき、日本税理士会連合会と国税庁との間で話し合いを重ねた上で、十分な周知期間を確保する観点から、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しを令和 7 年 1 月からとすることといたしました。

申告書を提出した事実等については、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認が可能です。
※ 電子申告（e-Tax）の方は、受信通知により申告書を提出した事実等の確認が可能です。

本件について御理解と御協力を賜りますとともに、各税理士会及び各支部に御周知いただきますようお願い申し上げます。

申告書等の提出事実等の確認方法

○ 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

提出方法	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Tax受信通知 税理士による確認可 ⌈ メッセージボックスの「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。 ⌋
	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告書等情報取得サービス ⌈ 書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。 なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。 ⌋
書面申告	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。 ⌈ 写しの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。 ⌋
	<ul style="list-style-type: none"> 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 ⌈ 写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。 ⌋
	<p>【提出事実を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 ⌈ ※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。 ⌋



紙で申告した方も e-Taxで所得稅申告書等の PDFファイルを取得できます！



- メリット1 お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！
- メリット2 紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！
- メリット3 取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！
- メリット4 手数料はかかりません！

ステップ

1

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ※ 直近年分の所得稅の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。

i 所得稅申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁

検索


スマートフォンによる操作手順（簡易版）
は裏面をご覧ください。

スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）


- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用にはマイナンバーカードが必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

申請


① マイナンバーカードでログイン



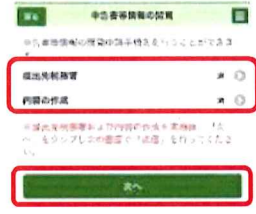
② 「申請・納税」を選択




③ 「所得税申告書等情報の閲覧」を選択



④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ




⑤ 電子署名を付与し、送信

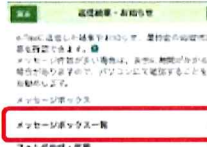


ダウンロード


② 「送信結果・お知らせ」を選択



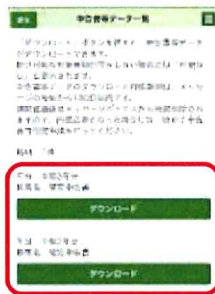
③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択



④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ



⑤ 格納されたデータをダウンロードできます



スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、[e-Taxホームページ](#)をご覧ください。
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。

(操作手順はこちら)

e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

令和4年12月



e-Taxを利用して

行政文書の開示請求

保有個人情報の開示請求等

ができます！



メリット

- ◆ **開示請求手数料**が行政文書／保有個人情報 1件につき300円⇒**200円**に！
- ◆ 自宅等の**パソコン**やご自身の**スマートフォン**から**申請可能**！
- ◆ 開示請求手数料・開示実施手数料の**電子納付**が可能！

手続の流れ

→ e-Tax → その他

開示請求者



- ① 開示請求書等を提出
- ② 開示請求手数料に係る納付番号の通知
- ③ 開示請求手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ④ 開示決定通知（郵送）
- ⑤ 実施申出書を提出
- ⑥ 開示実施手数料に係る納付番号の通知
- ⑦ 開示実施手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ⑧ 開示の実施

税務署等

税務署



- ※ 保有個人情報の開示請求等は、受付時の本人確認のため、**マイナンバーカード等**の電子証明書をご利用ください。
- ※ 代理人の方はご利用できません。
- ※ ⑤は、郵送等による実施申出書の提出も可能ですが、その場合、開示実施手数料の電子納付はできません。
- ※ ⑥及び⑦は、行政文書の開示請求の場合に限ります。
- ※ 写しの送付による開示の実施を希望される場合、郵送料分の切手の送付が必要となります。
- ※ 対象となる提出先は、国税庁、国税局、税務署及び国税不服審判所（本部・支部）です。



詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁

検索

保有個人情報の開示請求をお考えの方へ

(操作手順はこちら)

過去3年分（令和2年分以降）のご自身の所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書については、**申告書等情報取得サービス**を利用することで、**無料**で申告書等のPDFファイルを取得できます。

⇒ サービス内容・操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



令和5年5月

\\さらに便利に!\\

電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!



メリット 1

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット 2

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



◀ 詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目1年度1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。